

○文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)」事業推進に伴う産学官ダイバーシティ推進協議会規約

(平成30年2月21日 産学官ダイバーシティ推進協議会承認)

(名称)

第1条 本規約で設置する組織は、「産学官ダイバーシティ推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、中国・四国地方などに所在する国公立大学、自治体、企業その他法人が相互に連携・協力し、中国・四国地方の男女共同参画のさらなる推進を図るとともに、広く地域の知見を集め、かつ、地域・全国へ情報発信し、もって文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)」(以下「ダイバーシティ事業」という。)を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 協議会は、ダイバーシティ事業の全体の方針を決定する。

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、ダイバーシティ事業の代表機関(広島大学をいう。以下同じ。)及び共同実施機関(マツダ株式会社、デルタ工業株式会社及び一般財団法人国際開発センターをいう。)並びにメンバー機関(ダイバーシティ事業の趣旨に賛同する機関をいう。)とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、代表機関の理事(大学改革担当)とする。

3 副会長は、代表機関における担当責任者のうちから、会長が指名する。

第6条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(運営委員会)

第7条 協議会に、協議会全体の管理・運営に関する重要な事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(第三者評価委員会)

第8条 協議会の事業に対する評価を行い、もってダイバーシティ事業の改善に資するため、第三者評価委員会を置く。

2 第三者評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(秘密保持)

第9条 構成員は、協議会において知り得た個人情報及び他の構成員に関して知り得た秘密について、協議会の承認を得ることなく、他へ漏えいしてはならない。

(事務局)

第10条 協議会の会務を処理するため、代表機関に事務局を置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規約は、平成30年2月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。